

令和2年9月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 令和2年9月24日（木）13時25分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 氏家義雄委員，2 都築和子委員，3 高畑強委員，4 藤田諭史委員，
5 松本健委員，6 立石泰夫会長，7 田中渉委員，8 内田猛委員，9 杉
原倫代委員，10 松岡一雄委員，11 大前純一委員，12 瀬川治会長職
務代理人，13 福崎元文委員，14 松原影明委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴人 なし
6. 事務局 局長 杉山 和也，係長 我部山 美治
7. 議案等 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第18条第6項解約通知報告について
報告第2号 農地法第3条許可取消報告について

8. 議 事
局 長

ただいまより令和2年9月の農業委員会総会，定例会を始めさせていただきます。それでは，立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。定例会を開催したところ，全員ご出席いただきありがとうございます。農繁期となり，委員におかれましては忙しいと思われまますので，効率よく進行に努めたいと考えております。先日の台風を心配しておりましたが，西に逸れたため風雨による被害はなく，水稻は順調な状況であります。野菜の方には水が欲しいと考えているところですが，全般的には順調なところであります。早速ですが，議事に入りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長、よろしくお願いします。

会 長

皆さん、改めまして、こんにちは。

それでは、令和2年9月の農業委員会定例会を進めて行きたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

まず、本日の議事録署名人には、第3番の高畑委員さん、第4番の藤田委員さんの両名、よろしくお願いします。

早速ですが、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案書の1ページで、5案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

本件の譲渡人は、平成元年に農地を相続したところですが、高齢となってきたため経営規模縮小を考えておられました。また、申請地は譲受人の所有農地に隣接し耕作に便利であるため、所有権移転を行うものであります。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転売買を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が5反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稻を作付けするとのことであります。

次に番号2から番号4までの案件につきましては、譲渡人は〇〇〇〇様であります。

〇〇様は4,822㎡の田を所有されておりますが、後継者が不在であるため農業を廃止することとしました。そのため、所有農地の大部分を同じ地区内の農家の方に贈与するため申請に及びました。

番号2の譲受人は〇〇〇〇様でございます。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転贈与を行うものであ

ります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が8反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲及びレタスを作付けするとのことであります。

次に番号3の譲受人は〇〇〇〇様でございます。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転贈与を行うものであります。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が1町4反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けするとのことであります。

次に番号4の譲受人は〇〇〇〇様でございます。

本申請は【申請地読み上げ】について、所有権移転贈与を行うものであります。申請地の内、〇〇〇〇番は〇〇〇〇様と〇〇様の妻である〇〇様の共有となっております。本申請にあたり譲受人の経営農地は管理されており、取得後の総経営農地が1町3反を超えることから、特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けするとのことであります。

次に番号5ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲渡人は、昭和63年に相続により本申請地を取得しておりますが、申請地は市道宮池北側線の改良工事における残地となった部分でありまして、譲受人の農地と一体として利用しなければ価値のない農地となっているため今般、所有権移転の申請が提出されたものであります。

本申請は【申請地読み上げ】についてについて、所有権移転売買を行うものであります。

本申請にあたり譲受人の総経営農地は4反を超え、下限面積要件を満たしており、所有農地も管理されておりますので特に問題はないと考えます。なお、申請地には水稲を作付けするとのことであります。

以上、5案件、5案件、登記地目は田が6筆、面積は4,632㎡であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による番号1から番号5までの案件につ

きまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページ3ページで、5案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人は仙遊町に本社を置き、不動産業を営んでいる会社であります。譲受者は業績が順調に推移しているため、〇〇町において分譲住宅を計画したところ、農地の処分を考えておられた譲渡人と売買の話がまとまったため、今般申請に及んだものであります。

本申請は、【申請地読み上げ】に分譲住宅2棟2階建122.56㎡及び倉庫1棟平屋建68.34㎡を建築するため転用申請するものであります。提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農振農用地区域外の第2種農地であります。

次に、番号2ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

借人は現在両親と同居されていますが、子供が生まれ家が手狭になって

いるため、祖父の農地を借り受け、住宅を建築しようとするものであります。

本申請は、【申請地読み上げ】に隣接する宅地等を併せ利用地として、住宅1棟2階建120.07㎡、車庫1棟平屋建34.2㎡、物干し場1棟12.75㎡を建築するものであります。

提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農振農用地 区域外の第2種農地であります。

次に、番号3ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲渡人の2人は市外、県外に住まわれているため、農地の管理に困っており処分することを考えておられました。譲受人は大阪市に本社を置き、建築業・不動産業を営んでいる会社であります。申請地は都市計画用途地域に指定されており、周辺の宅地化が進んでいる地域であるため、譲受人は宅地分譲を計画したところ、譲渡人の2人と売買の話がまとまったため、今般申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に7区画の宅地分譲をするものであります。

提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は第一種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地であります。

次に、番号4ですが、【申請人読み上げ】、所有権移転売買の案件でございます。

譲受人の集会所は申請地に隣接して建っております。現在、集会所には駐車場がないため、徒歩若しくは自転車で集会への参加しておりますが、高齢者の事故防止も含め自家用車での参集が出来るよう駐車場の整備、また、ゴミ集積所とすることを計画したところ、滋賀県在住で農地の管理に困っておられた譲渡人と売買の話がまとまり、今般申請に及んだものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として、自治

会集会所の駐車場 12 台分及びゴミ集積所とするものであります。

提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農振農用地 区域外の第 2 種農地であります。

次に、番号 5 ですが、【申請人読み上げ】、使用貸借権設定の案件でございます。

申請人の関係は夫婦であります。近々娘さんが結婚することになり、娘夫婦が現在の住宅に住むこととなったため、隣接する申請地に住宅を新築するため申請にするものであります。

本申請は【申請地読み上げ】に隣接する宅地を併せ利用地として、住宅 1 棟平屋建 99.73 m²を建築しようとするものであります。

提出書類には特に不備はなく、本転用についての、近隣の農地関係者の方との調整を了しており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農振農用地区域外の第 2 種農地であります。

以上、5 案件、登記地目は田が 9 筆、畑が 1 筆、転用面積は 3,768 m²、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。

番号 1、番号 2、番号 3 は〇〇町ですので、吉田地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。9 月 10 日に委員 4 名で現地調査を実施しました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号 4 は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。9月13日に委員4名で現地調査を実施し、転用者の5名に話を伺いました。

特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号5は〇〇町ですので、〇〇地区の委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

はい。9月14日に委員3名で現地調査を実施いたしました。

隣接地には農地がなく、水路にも影響が無いため特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。これで本日の議案審議については、全て終了いたしました。

続きまして、報告に移ります。報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認について、事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認についてご説明いたします。議案書の4ページで、1案件でございます。

番号1ですが、【申請人読み上げ】、賃貸借権の合意による解約通知でございます。

本通知に係る農地は経営基盤強化促進法により平成25年11月1日から令和5年10月31日までの10年間賃貸借権を設定していましたが、農事組合法人に貸し付けるため合意解約するもの。

本件は、【申請地読み上げ】について賃貸借権の解約を行うものであり、離作補償はありません。提出書類に不備はなく、何も問題はないと考えております。

今月は以上1件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、報告第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、報告第2号に移ります。

報告第2号、農地法第3条の規定による許可の取消願に係る報告について事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

それでは、報告第2号、農地法第3条許可取消報告について、ご説明させていただきます。5ページをご覧ください。

今回、取消願が出された案件ですが、【申請地読み上げ】の農地の所有権移転につきましては、令和2年8月20日付けで善通寺市農業委員会許可を発出したものでありますが、契約にいたらなかったため、農地法第3条第1項の規定による許可の取消願いが令和2年9月1日に提出されたので、本定例会にてご報告させていただきます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました。報告第2号、農地法第3条許可取消報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ありがとうございました。

これで本日の議案審議等については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。これで9月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 13時53分 終了